

◆協力対象施設入所者入院加算に関する掲示

介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称は下記の通りです。

さらに、連携介護保険施設と、入所者の診療情報及び緊急時の対応方針の共有を図るため、月 1 回以上の頻度でカンファレンスを実施しております。

- ・ 介護老人保健施設 あいの里リハビリ苑
- ・ 特別養護老人ホーム 健老園